# 大津市会計年度任用職員募集要項

【職種:一般事務1種 児童生徒支援課、学校教育課ワークシェア】

令和7年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

- 1 募集人数 1人
- 2 募集職種 一般事務1種 児童生徒支援課、学校教育課ワークシェア
- 3 業務内容
  - ●児童生徒支援課で行う以下の事務
  - (1) 通学路安全管理事業に関する業務(通学路点検の参加、資料等の作成、点検結果の入力・ 更新等)
  - (2) 生徒指導に関する業務(学校からの報告書等の受理、確認業務)
  - (3) パソコンを使った資料作成、データ入力業務
  - (4) 電話·窓口対応業務
  - (5) 支出命令等の予算執行業務
  - (6) 文書のファイリング等、資料の整理
  - (7) 庁内での文書、物品の送達
  - (8) 備品及び消耗品の管理
  - (9) その他所属長の指示する業務
  - ●学校教育課で行う以下の事務
  - (1) 講師謝礼支払いに係る起案、支出命令書作成等
  - ●教育委員会内の他所属の業務補助

【業務内容の変更範囲】: なし

### 4 募集対象

- (1) パソコン (ワード・エクセル) の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- (3) 公用車の運転が可能であること(普通自動車免許取得後1年経過であること)
- ◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 5 応募受付期間

令和7年12月1日(月)まで

#### 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してく ださい。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状 (ハローワークを通じて応募される場合)
- ②写真を貼付した履歴書
- ③普通自動車運転免許証の写し
- ※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連 絡 先】大津市教育委員会児童生徒支援課 「会計年度任用職員採用担当者」まで 電話番号:077-528-2854

# 7 選考日時及び選考会場

令和7年12月3日(水)13時30分~ 大津市役所別館2階 児童生徒支援課

### 8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験(ワード・エクセル)

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

# 9 結果の発表

受験者本人宛に、12月10日頃に、合否通知を文書で発送します。

### 10 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで 採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の	■ 原則あり □ 原則なし
任用	(翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 教育委員会事務局児童生徒支援課
勤務地	なし
変更の	
可能性	
勤務日	週5日(月曜日~金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇 1年目3日(任用期間に応じて付与)
	特別休暇あり (要件あり)

勤務時間	週35時間勤務(1日7時間×週5日)9時~17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額180,658円 ~ 191,488円
	※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 令和7年度…なし
	次年度以降…年2回 年間最大4.60月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に
	応じた割合で支給します。
	通勤手当相当(片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円)、時間外勤務手当相当
	が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
	営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜
	行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定
	勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがある
	ため、認められません。)
その他	・給与等支給日:当月20日
	・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めると
	ころにより変更します。